

議案第92号
令和元年度宝塚市水道事業会計決算認定について

資料7 減損会計について

令和元年度において、遊休資産について減損会計を適用したため、多額の特別損失を計上しています。減損会計とは、「固定資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合に、固定資産の帳簿価額を適正な金額まで減額する」会計処理です。具体的には、浄水処理を停止した2つの浄水場（小林浄水場及び亀井浄水場）について、解体・撤去に係る費用の見込み額が土地の時価を上回り、処分しても投資額を回収することができないと見込まれるため、帳簿価額相当額を特別損失に計上しています。2つの浄水場に係る土地の時価等の内訳は次のとおりです。

(単位：百万円)

| | ① 土地の時価 | ② 解体・撤去費用 見込み額（全撤去） | ③ 帳簿価額相当額 |
|-------|---------|------------------------|-----------|
| 小林浄水場 | 639 | 1,893 | 140 |
| 亀井浄水場 | 658 | 2,743 | 627 |
| 合計 | 1,297 | 4,636 | 767 |

(特別損失計上額)